

輸送の安全に関する基本方針

平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

《安全方針》

- 安全最優先 : 安全最優先の職場の実現
法令遵守 : 関係法令及び社内規定の遵守と基本動作の徹底
継続的改善 : 常に問題意識を持ち、改善策を上司に速やかに伝達する

《基本方針》

1. 全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のための経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取り組み、絶えず安全性の向上をはかる。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（PDCA サイクル）を確実に実施し、安全対策を常に見直すことにより、経営トップ及び全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず安全性の向上に努めてまいります。
3. 公共の道路を使用して仕事をしているという認識を常に持ち、運転に関する知識・技能の探究に努め交通人身事故の防止をはかる。
4. プロドライバーとしての自覚を高め悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、無免許、薬物等使用運転、無資格運転、過積載運行・最高速度違反、救護義務違反）を絶対させない。

平成 29 年 4 月 1 日

株式会社 明光

代表取締役 総田さよ志



輸送の安全に関する目標

【株式会社 明光】

平成29年4月1日

《目標》平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

すべての車輛事故及び重大加害事故「ゼロ」

(すべての車輛事故とは、有事事故及び加害事故を含みます)

厳正な点呼の実施による飲酒・酒気帯び運転の撲滅

1. わが社の安全に関する目標達成状況

①平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

人身事故 0件

物損事故 0件

車輛故障 0件

自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件(目標達成)

②平成29年度目標

人身事故 0件

物損事故 0件

車輛故障 0件

自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件

2. 輸送の安全に関する施策

- ① 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を順守いたします。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行うよう努めます。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- ④ 輸送の安全に関する情報連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有いたします。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを的確に実施いたします。

輸送の安全に関する計画

【株式会社 明光】平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

平成29年4月1日

1. 教育計画

自動車事故対策機構等の行う適正診断を活用し、全従業員の運転状況等を把握すると共に、安全教育の年間計画により乗務員に対する教育を実施していく。

① 運行管理者

運行管理者に、外部機関の開催する講習等を年1回は受講させる。

② 安全対策会議

代表者もしくは営業所長、運行管理者、整備管理者、安全統括管理者又は都度必要な従業者とで、毎年2回以上連絡会議を開催する。

③ 乗務員

毎運行時、安全運転目標を設定し、安全運行に役立てる。
日報をきちんと詳細に記入させ、安全運行の手助けとする。
教育計画に従い、乗務員の安全教育を実施し、輸送の安全向上に努める。

④ 適性診断

法で定められている特定者には、必ず特定適性診断を受けさせる。
又、上記以外にも一般適性診断を3年毎に受けさせる。

2. 設備投資

先進環境型対応ディーゼルトラックの導入を計画的に行い、輸送の安全及び環境に寄与する設備投資を推進していく。

3. 安全運動

春及び秋の全国交通安全運転運動に合わせ、事故防止運動を重点的に行っていく。会社として、月間安全運転目標を設定し、輸送の安全向上に努めさせる。

4. 安全に関するチェック・業務の改善

毎年3月に内部監査を行い、不適切な部分を確認した場合には、必要な方策を検討し、是正措置を講じていく。